

令和8年度福岡県女性サポートホットライン運営業務委託契約に係る 企画提案公募実施要領

1 事業の目的

令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」第2条に規定にされる様々な問題を抱える女性を対象に、その抱えている問題等に応じ、その者の意向を踏まえながら最適な支援を行うことを目的に相談窓口を設置するもの

2 事業の内容

別紙「令和8年度福岡県女性サポートホットライン運営業務委託 仕様書」のとおり

3 事業実施期間

令和8年4月1日（契約締結の日）から令和9年3月31日まで

4 予算規模

24,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ 本事業は、令和8年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、事業を中止、又は事業内容を変更して実施する場合があります。

5 参加資格

次の要件をすべて満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月2日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

6 企画提案公募スケジュール

(1) 公募説明会

公募説明会は行わないものとします。

(2) 企画提案公募に関する質問

- ・受付期間：令和8年1月28日（水）から令和8年2月4日（水）
- ・提出方法：「質問書」に必要事項を記入の上、FAX又はメールで提出

FAX番号：092-574-0269

メールアドレス：joseisoudan@pref.fukuoka.lg.jp

- ・回答方法：質問及び回答事項を取りまとめ次第、令和8年2月6日（金）を目処に福岡県ホームページで公開します。

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/bid-info/supporthotline.html>

(3) 企画提案書類の提出

- ・提出期限：令和8年2月10日（火）17時必着
- ・提出方法：郵送又は持参
- ・提出先：福岡県 人づくり・県民生活部 女性相談支援センター
〒816-0804 春日市原町3丁目1-7（クローバープラザ西棟3階）

(4) 委託先候補者の決定

企画提案書類の内容を総合的に審査し、令和8年2月20日（金）までに委託先候補者を決定します。結果については文書で通知します。

(5) 委託契約締結

委託先候補者の決定後は、「9 契約について」に記載のとおり契約締結の手続きを行います。

7 企画提案公募実施手続

(1) 企画提案書類の内容

別紙「令和8年度福岡県女性サポートホットライン運営業務委託 仕様書」を踏まえ記載してください。

(2) 企画提案書類の様式及び提出部数

①提出書類

- ア 企画提案公募応募申込書（様式1）
- イ 企画提案書（任意様式、A4版、片面印刷）

※企画提案書（様式例）に記載する項目、内容に沿って作成すること。

- ウ 団体等概要調書（様式2）

※団体等の定款・寄附行為等の写し、役員名簿を添付すること。

- エ 経費の内訳がわかる資料（任意様式、A4版版、片面印刷）

※委託業務全体の費用について、「令和8年度福岡県女性サポートホットライン運営業務委託 仕様書」4（2）～（6）の項目ごとに分け、その内訳はできるだけ詳細に記載してください。

消費税及び地方消費税の額を明示してください。

②提出部数

企画提案応募申込書は1部、その他は各5部

(3) 応募の無効

「5 参加資格」の要件を満たさない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とします。

(4) その他

- ①企画提案は、一者につき1提案までとします。
- ②提出された企画提案書類は、委託先の選定のみに使用します。
- ③企画提案書類の作成に要した費用、その他応募に要した経費については、応募者の負担とします。
- ④提出された企画提案書類は返却しません。
- ⑤企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、書面にて辞退届を提出してください。（任意様式）

8 委託先候補者の選定

(1) 選定方法

令和8年度福岡県女性サポートホットライン運営業務委託事業者選定委員会において企画提案書類の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行った一者を選定します。(プレゼンテーションは行いません。)

なお、応募者が一者のみであった場合は、同選定委員会において提案内容を審査の上、適否を決定します。

また、担当部署において、企画提案書類の内容確認が必要と判断した場合、電話等で聞き取りを行う場合があります。

(2) 審査項目

- ①本業務の目的と期待される効果を十分に踏まえた上で提案しているか
- ②電話、面談による相談業務の実施方法等を適切に提案しているか
- ③相談者の安全確保に係る業務の実施方法等を適切に提案しているか
- ④相談者の問題解決に向けた支援調整業務の実施方法等を適切に提案しているか
- ⑤女性相談支援員等へのアドバイス業務の実施方法等を適切に提案しているか
- ⑥行政やその他の支援機関との連携・協力した対応が期待できるか
- ⑦業務の遂行に必要な相談員等の人員確保や、資質向上の取組は十分か
- ⑧個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分配慮されているか
- ⑨相談者に対する支援の実績、ノウハウは十分か
- ⑩団体の強み、特徴等業務を行う上で有利と思われる事項があるか

(3) 選定結果の通知

審査の内容は非公開とし、選定結果のみ応募者に対して文書で通知します。

9 契約について

- (1) 委託先候補者と具体的な委託業務内容を協議し、最終的な仕様書等を確定させた上で、見積書を微収し、予定価格の範囲内であることを確認し契約を締結します。
- (2) 委託業務内容は、委託先候補者が提出した企画提案書を基本としますが、契約協議の過程で内容の修正を求めることができます。
- (3) 委託先候補者との契約が不成立に終わった場合、次順位の者を委託先候補者として契約協議を行います。
- (4) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を県に納付又は提供しなければなりません。なお、この契約保証金又は担保は、契約が支障なく履行されたときは、還付いたします。

また、福岡県財務規則第170条各号の規定に該当する場合は、契約保証金又はこれに代わる担保の全部若しくは一部を免除することができます。

- (5) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出していただきます。また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を直ちに解除するとともに違約金を徴収します。

10 問い合わせ先

福岡県 人づくり・県民生活部 女性相談支援センター 相談支援課(担当:深江)
〒816-0804 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ西棟3階
TEL: 092-574-0267 FAX: 092-574-0269
メールアドレス: joseisoudan@pref.fukuoka.lg.jp